第六十三条第一項第二号及び第三号中「都道府県」を「都道府県等」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第六号及び第七号中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第二項各号中「市町村」の下に「（指定市町村を除く。）」を加え、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改める。

第六十四条第三号中「農林水産大臣又は都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

附則第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項第一号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に、「地域整備法」を「農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（第三号において「地域整備法」という。）」に改め、「第四条第一項の」を削り、「同項」を「第四条第一項」に改め、同項第二号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第三号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に、「第五条第一項の政令」を「政令」に改め、同項第四号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第八条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項中「前項第二号」を「前項第一号の農用地等の面積の目標及び同項第二号」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

第三条の三第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第六条第三項中「で、同法第二十三条第一項の規定による協議がととのつたもの」を「（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）」に改める。

第十五条の二第一項中「都道府県知事」の下に「（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「（指定市町村の長を除く。）」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の三及び第十五条の四中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十七条中「農林水産大臣及び都道府県知事」を「都道府県知事及び農地法第四条第一項に規定する指定市町村の長」に、「農地法」を「同法」に改める。

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

第九条　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものについては、都道府県知事の同意を得なければならない。

第八条に次の一項を加える。

6　計画作成市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前三項の規定の適用については、第三項中「要件に」とあるのは「要件及び次項第一号に掲げる要件に該当する場合にあっては周辺の農用地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に」と、第四項中「次に掲げる要件のいずれか」とあるのは「第二号に掲げる要件」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「計画作成市町村」と、「について同項の承認をしよう」とあるのは「を定めよう」とする。

第四章　経済産業省関係

（火薬類取締法の一部改正）

第十条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の三」を「第五十七条の四」に改める。

第四十三条第一項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長」に改める。

第四十九条の二中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第五十二条第四項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第五十六条の二の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第五十七条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第四章中第五十七条の三の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第五十七条の四　第二章及び前章第一節（第三十一条第三項及び第五項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第三項並びに第四十三条第一項を除く。）並びに第四十五条の三の十、第四十六条第二項、第四十七条及び第五十二条（第四項を除く。）の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（採石法の一部改正）

第十一条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第二項中「第四号まで」を「第五号まで及び第七号」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第三十二条の四第一項中「第三十二条の二第一項の申請書を提出した」を「第三十二条の登録を受けようとする」に、「当該」を「第三十二条の二第一項の」に改め、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）

第三十二条の四第一項に次の一号を加える。

七　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第三十二条の六第一項ただし書中「第四号まで」を「第五号まで又は第七号」に改める。

第三十二条の十第一項第一号中「又は第四号」を「から第五号まで又は第七号のいずれか」に改め、同項第二号中「第三十二条の四第一項第五号」を「第三十二条の四第一項第六号」に改める。

第三十二条の十三第二項中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改める。